

時効中断効の付与のオプション(補足)

ADR 開始時点で時効中断

【仲裁タイプ】

ADR 開始時点で時効中断(ただし、ADR が不調に終わった場合には、一定期間内に訴訟提起しなければ、時効中断の効力を生じない)

【民事調停(民法151条類推)タイプ】

(参考)ジュリスト平成5年度重要判例解説(別紙1)

ADR が不調に終わった場合に、打切り後一定期間内に訴訟を提起すれば、ADR 開始時に遡って時効中断

【個別労働紛争解決促進法タイプ】

(以下は、第4回検討会で委員から出された意見に基づくオプション)

ADR での交渉継続中は催告継続(ADR が不調に終わった場合には、6ヶ月以内に訴訟提起すれば、ADR 開始時に遡って時効中断)

【催告継続タイプ】

ADR での交渉継続中は時効停止(ADR が不調に終わった場合には、ADR 終了後再進行する時効期間の満了時まで訴訟提起すれば時効中断)

【時効停止タイプ】

(参考)ドイツ改正民法典(2002年1月施行)(別紙2)

ADR での交渉継続中は訴訟手続を停止(時効中断のためにとりあえず訴訟提起し、実質的な解決はADR での交渉に委ねることが可能)

【訴訟手続停止タイプ】

ドイツ民法典改正(消滅時効制度)の概要

ドイツ民法典のうち、消滅時効及び債務法の規定を大幅に改正する「債務法現代化法」が2001年に成立し、2002年1月1日から施行されている。このうち、消滅時効に関する部分については、以下のとおり。

(1) 消滅時効期間の変更

権利の種類によって様々に異なる消滅時効期間を単純化

通常消滅時効期間を30年から3年に短縮 等

(ただし、判決によって確定された請求権や、それと同視できる債務名義は、従来どおり30年を維持)

(2) 時効中断・停止事由の見直し

訴えの提起及びこれと類似の権利行使については、従来、消滅時効の中断事由とされていたところを、停止事由に変更¹

(ただし、強制執行及び承認については、時効中断事由として維持)

⇒ 判決により請求権が確定すれば、新たに30年の消滅時効の進行開始

消滅時効の停止事由となる権利行使の態様を拡大

- ・ 新たに、州司法庁により設立・承認され、又は当事者が一致して和解を試みている紛争解決機関に和解の申立てが付託されたときは、その申立ての告示(申立ての付託後遅滞なく告示されたときは、その付託)により、消滅時効が停止

⇒ 手続終了から6ヶ月後に時効進行再開²

交渉による消滅時効の停止を新設

- ・ 債務者と債権者の間に交渉が進行しているときは、当事者の一方が交渉の継続を拒絶するときまで消滅時効が停止³
(ただし、停止が終了して3ヶ月が経過するまでは、消滅時効はその効力を生じない。)

⇒ 交渉終了により時効進行が再開するが、終了から少なくとも3ヶ月は時効消滅せず。

- 1 請求権が判決により確定しなかった場合には、中断終了後に、債権者に再度新たに時効期間を進行させる必要はなく、その終了後に残存期間を与えれば十分であるとする考え方に基づく。
- 2 従来、ドイツ民法典では、我が国のように催告に一定の時効中断効を認める規定は置かれていない。
- 3 従来、不法行為上の請求権等の特定分野にのみ認められていた効果を、債権一般にまで拡大したもの。
当事者の交渉は、法的紛争を回避するという法政策的にみて望ましい目的を有しており、交渉を消滅時効の時間的圧力のもとにおくべきでないし、債権者が後になって交渉中の時間の経過を指摘して、消滅時効にかかったことを理由に債務の履行を拒むことを許すべきではないとする考え方に基づく。